

千葉市下水道接続指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）、千葉市下水道条例（昭和38年千葉市条例第16号。以下「条例」という。）及び千葉市下水道条例施行規則（昭和38年千葉市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、排水設備設置の指導に関する事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、それぞれ前条に掲げる法律、条例及び規則に定めるところによる。

(特別指導)

第3条 市長は、公共下水道の供用が開始された日から、条例第2条の7に規定する期限を経過したにも関わらず法第10条第1項の規定により排水設備を設置すべき者（以下「設置義務者」という。）が排水設備を設置せず、かつ条例第2条の8第2項に定める申請（以下「猶予申請」という。）をしない場合は、別表1の左欄に定める事項に該当する事項を同表右欄の点数により加点し、合計が10点を超えた場合、当該設置義務者に特別な接続指導（以下、「特別指導」という。）を行うことができる。

(特別指導の方法)

第4条 特別指導は、千葉市職員定数条例（昭和24年千葉市条例第31号）第1条に定める職員（以下「職員」という。）が設置義務者本人と面接し、特別指導文（第1号様式）及び以下の各号に掲げる事項を記載した書面により行う。ただし、設置義務者が遠隔地に在住するなどやむをえない事由により面接による指導が困難であると市長が認める場合、書面のみにより行う。

- (1) 排水設備の設置義務及び期限（法第10条第1項、条例第2条の7）
- (2) 勧告及び違反事実の公表（条例第25条の5、同第25条の6）
- (3) 命令及び罰則（法第38条第1項、同第46条）
- (4) 排水設備設置期限の猶予（規則第1条の6、同第1条の7）

2 特別指導実施後、職員及び設置義務者は、特別指導実施確認書（様式第2号）に署名又は記名押印しなければならない。

3 特別指導を行った職員は、その結果を特別指導結果報告書（様式第3号）に記録し、速やかに市長に報告しなければならない。

(勧告実施の原則)

第5条 条例第25条の5に定める勧告は、原則として、下記の各号に定める事項のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 特別指導を2回以上実施し、最後に特別指導を実施してから1箇月を経過したにも関わらず、設置義務者が正当な事由なく猶予申請又は排水設備工事の着手をしなかったとき。
- (2) 設置義務者が、正当な事由なく特別指導実施確認書に署名又は記名押印することを拒否したとき。

附 則

(施行日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

- 2 千葉市排水設備の設置に関する要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表 1

土地又は建築物の状況	点数
(1) 建築物が単独処理浄化槽（浄化槽法（昭和 5 8 年法律第 4 3 号）第 2 条第 1 号に定める浄化槽以外の汚水処理する機器をいう。ただし汲取り便所を除く。）により汚水処理しているもの	5
(2) 土地又は建築物が排除する汚水が、年間 2, 4 0 0 立方メートルを超えるもの又は同等以上と推測されるもの	3
(3) 建築物が水質汚濁防止法（昭和 4 5 年法律第 1 3 8 号）第 2 条第 2 項に定める特定施設に該当するもの	2
(4) 建築物が営利を主たる目的として使用しているもの	3
(5) 土地が法第 9 条第 1 項による公共下水道の供用開始の日から 3 年以上経過し 1 0 年未満のもの	1
(6) 土地が法第 9 条第 1 項による公共下水道の供用開始の日から 1 0 年以上経過し 2 0 年未満のもの	3
(7) 土地が法第 9 条第 1 項による公共下水道の供用開始の日から 2 0 年以上経過したもの	4

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

様

千 葉 市 長

排水設備設置のお願い（特別指導）

あなたが所有されている下記建築物については 年 月 日までに下水を公共下水道に流入させるために必要な排水設備を設置し、下水道に接続することが下水道法及び千葉市下水道条例で義務付けられていますので、すみやかに設置工事を実施してください。

ただし、やむをえない理由により設置工事ができない場合は、上記の接続期限を猶予することができます。

なお、正当な理由なくこの指導に従わない場合、接続の勧告、違反事実の公表及び命令手続に移行することがあります。

記

1 土地又は建築物所在地 千葉市 区

（当該土地が2以上の建築物の敷地である場合）当該土地の見取図

第2号様式 (第4条関係)

特別指導実施確認書

1 指導を行った者

私は、千葉市 区 の未接続土地建築物について、以下に掲げる事項を下記の方に説明し、特別指導を実施しました。

- (1) 排水設備の設置義務及び期限(下水道法第10条、千葉市下水道条例第2条の7)
- (2) 勧告・違反事実の公表(千葉市下水道条例第25条の5、第25条の6)
- (3) 命令及び罰則(下水道法第38条第1項、下水道法第46条)
- (4) 排水設備設置期限の猶予(千葉市下水道条例施行規則第1条の6、第1条の7)

年 月 日

職員氏名

署名又は記名押印

職員氏名

署名又は記名押印

2 指導を受けた方

指導を受けた方と建築物との権利関係(該当するものに○印)

- (1) 建築物の所有者(個人)
- (2) 建築物の所有者(複数)の一部
- (3) 建築物の所有者(法人)の代表
- (4) 建築物の所有者以外の関係者()

私が特別指導を受けた事項及び私と建築物との権利関係について上記のとおり相違ありません。

年 月 日

指導を受けた方の氏名

署名又は記名押印

第3号様式 (第4条関係)

特別指導結果報告書

指導実施年月日		年		月		日		特別指導を行った回数		回目			
未接続土地建築物の状況	未接続家屋台帳番号				供用開始日				年 月 日				
	建築物の所在地				住居表示		地番						
	建築物の状況	建築物の用途		1 一般住宅 2 集合住宅 3 分譲マンション 4 貸家 5 店舗 8 その他									
		建築物詳細(業種・建築物名等)											
		建築物の規模		(例: 2階建・4世帯など)									
		使用水		1 上水道 2 上水道・井戸水併用 3 井戸水									
		汚水処理方法		1 単独 2 合併 3 種別不明(浄化槽)									
	未接続土地建築物の所有者・使用者	土地所有者	氏名	(法人の場合、代表者名も)						連絡先			
			住所										
		建築物所有者	氏名	(法人の場合、代表者名も)						連絡先			
			住所										
		建築物使用者	氏名	(法人の場合、代表者名も)						連絡先			
住所													
管理者		氏名	(法人の場合、代表者名も)						連絡先				
		住所											
指導経過	面談者氏名						面談者の地位		1 所有者 2 複数所有者の一部 3 所有者(法人)の代表 4 所有者以外の関係者 ()				
	指導職員氏名												
	指導事項		☐ 排水設備の設置義務(下水道法、千葉市下水道条例) ☐ 違反事実の公表(千葉市下水道条例) ☐ 命令及び罰則(下水道法) ☐ 猶予の規定(千葉市下水道条例施行規則) ☐ その他										
	指導結果		1 接続工事着手予定(年 月頃まで) 2 猶予申請予定(年 月頃までに申請 申請理由) 3 所有者の変更予定(年 月頃) 4 正当な理由なし 5 その他()										
	今後の対応		1 再度特別指導を行う(年 月頃) 2 接続義務者の対応待ち(年 月頃面談者に状況を確認) 3 勧告を実施する(年 月頃)										
	以上のとおり特別指導を行ったので報告します。 年 月 日 氏名 署名又は記名押印												

第4号様式（条例第25条の6、規則第1条の11関係）

年 月 日

下水道法第10条第1項の規定に違反している事実の公表について

千 葉 市 長

印

下記の土地又は建築物は、下水道法第10条第1項の規定により、排水設備が設置されなければならないにもかかわらず未だ当該設備が設置されておらず、また当該土地に排水設備を設置すべき者が千葉市下水道条例第25条の5の規定による勧告に正当な理由なく従わなかったため、千葉市下水道条例第25条の6第1項の規定により、下記のとおり公表します。

下水道法第10条第1項の規定に違反している土地又は建築物の所在（地番）
千葉市 区

（当該土地が2以上の建築物の敷地である場合）当該土地の見取図